

第 4 回理事会

日 時：令和 7 年 12 月 12 日（金）16：00～18：00

場 所：オフィス東京 3 階 T3 会議室

出席者：（理事長）友 雅司，（理事）阿部雅紀，
猪阪善隆，繪本正憲，小川智也，菅野義彦，
菊地 勘，倉賀野隆裕，小岩文彦，後藤順一，
酒井 謙，鶴屋和彦，長沼俊秀，中野敏昭，
西尾妙織，花房規男，林 香，平和伸仁，
深澤瑞也，正木崇生，米田龍生，脇野 修
（監事）内田潤次，小川哲也，齋藤 満
（幹事）名波正義（第 71 回幹事）
（事務局）坂入幸雄，小島吉晴

議事に先立ち，友 雅司理事長から挨拶があり，以下の議事が進められた。

議 事

1. 議事録署名人の選出

友 雅司理事長から，内田潤次，小川哲也，齋藤満の各監事が議事録署名人として指名され，全会一致で承認され，議事録作成人として名波正義幹事が指名され，全会一致で承認された。

2. 入退会に関する件

倉賀野隆裕総務委員長から，2025 年 8 月 26 日～2025 年 12 月 12 日までの入会，退会，復会の申込数について説明があった。

正会員入会申込 91 名，退会 47 名，休会 5 名，復会 5 名，喪失退会 0 名，復会 2 名，施設会員入会 6 施設，退会 11 施設，その結果，2025 年 12 月 12 日現在の会員数は，正会員 14,359 名（休会 130 名），施設会員 4,166 施設，賛助会員 51 団体であることが報告され，全会一致で承認された。

3. 幹事の推薦に関する件

友 雅司理事長から，次のとおり説明があり，全会一致で承認された。

次期幹事候補者 田蒔昌憲 徳島大学

4. 第 71 回学術集会・総会の予算（案）に関する件

倉賀野隆裕第 71 回会長から説明があり，全会一致で承認された。

5. 第 72 回学術集会・総会の予算（案）に関する件

脇野 修第 72 回会長から説明があり，全会一致で承認された。

6. 第 73 回学術集会・総会の予算（案）に関する件

正木崇生第 73 回会長から，第 73 回学術集会・総会

の開催時期及び日程に関し 6 月 29 日に総会，30 日から 7 月 2 日の間学術集会として開催することの説明があり，審議の結果全会一致で承認された。引き続き，予算についての説明があり，全会一致で承認された。

7. 第 74 回（2029 年）次次次期会長選出に関する件

友 雅司理事長から，第 74 回学術集会・総会会長の選出について，第 8 回評議員に周知するとの説明があり，全会一致で承認された。

8. 2026 年度事業計画，概算要求及び 2025 年度事業報告の作成に関する件

友 雅司理事長から，各常置委員長宛に依頼する 2026 年度事業計画書，2026 年度事業計画に伴う概算要求書及び 2025 年度事業報告書の作成依頼について説明があり，全会一致で承認された。

9. 2025 年度当初予算の誤謬修正に関する件

花房規男財務委員長から説明があり，全会一致で承認された。

10. 2025 年度補正予算（案）に関する件

花房規男財務委員長から，2025 年度補正予算について各委員会からの要求内容および補正後の正味財産増減予算書について説明があり，全会一致で承認された。

11. 規則等の制定に関する件（後記 4 頁）

1) 専門医制度規則の一部改正（案）について

酒井 謙専門医制度委員長から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

2) 統計調査データを利用した研究の公募に関する内規の一部改正（案）について

正木崇生統計調査委員長から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

3) 日本透析医学会職員の育児休業規則の一部改正（案）について

事務局から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

4) 日本透析医学会職員の介護休業規則の一部改正（案）について

事務局から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

5) 日本透析医学会給与規程の一部改正（案）について

事務局から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

12. 一般社団法人日本透析医学会 慢性腎臓病に伴う骨・ミネラル代謝異常の診療ガイドライン（2025 年改訂版）（案）に関する件

脇野 修学術委員長から，「第 8 章 小児患者におけ

るCKD-MBD」については、現在小児腎臓学会で確認中のため、本日は第8章を除いた内容について審議をお願いしたい旨の説明があり審議の結果、全会一致で承認された。また、「第8章 小児患者におけるCKD-MBD」については、小児腎臓学会の承認があったのち、メール理事会で審議することとなった。

13. 専門医制度委員会関係

1) 令和7年度 第36回専門医認定試験結果に関する件
酒井 謙専門医制度委員長から説明があり、全会一致で承認された。

2) 認定施設・教育関連施設の新規認定, 更新に関する件
酒井 謙専門医制度委員長から、第35回認定施設・教育関連施設の新規申請および令和7年度認定施設・教育関連施設の更新認定について説明があり、全会一致で承認された。

(1) 令和6年度 第35回認定施設・教育関連施設の新規認定

	認定施設	教育関連施設	合計
申請施設数	12	60	72
不適格施設数	0	0	0
適格施設数	12	60	72

(2) 令和7年度 認定施設・教育関連施設の更新認定

	認定施設	教育関連施設	合計
更新対象施設数	82	132	214
更新申請施設数	78	114	192
更新辞退施設数	1	8	9
更新認定施設数	78	114	192
認定区分変更予定施設数	3	10	13

3) セルフトレーニング問題のWEB化に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から、2026年度からセルフトレーニング問題のWEB化を進め、当面の間マークシート受験と併用し行うこと、また、現在の手数料2,000円を3,000円に改訂することなどの説明があり、全会一致で承認された。

14. 統計調査委員会関係

1) 統計調査システム等の取扱いに関する規程に基づく届け出について(第6章関係)

- (1) 全国腎疾患管理懇話会
- (2) 飯田下伊那透析施設連絡協議会
- (3) 新潟透析医学会
- (4) 九州大学

正木崇生統計調査委員長から、(1)から(4)の申請内容について説明があり、全会一致で承認された。

2) 日本透析医学会のホームページに掲載する統計調査委員会ログインフォームに関する件

正木崇生統計調査委員長から説明があり、全会一致

で承認された。

15. 医療機器「ADPKD および ADPLD における血管塞栓用マイクロスフィア」の適正使用指針に関する件

西尾妙織理事から説明があり、学会として適正使用指針として出す上は、施設要件に日本透析医学会専門医も含めることが必要である等の意見があり、修正について再度多発性嚢胞腎、多発性肝嚢胞に対する血管塞栓マイクロスフィアの適正使用指針策定会議において検討をお願いすることとなった。

16. 日本透析バスキュラーアクセスインターベンション治療医学会からの協議会参加要望に関する件

深澤瑞也理事から説明があり、内容について再度確認いただく必要があるため、後日、理事あてに再度メールで審議依頼することとなった。

17. 公益社団法人日本臨床工学技士会外部役員(理事)候補の推薦に関する件

友 雅司理事長から、本外部役員候補の推薦にあたっては、これまで理事長をあて職として推薦してきたが、任期満了の段階で新たな理事長が決定していないため現理事長を候補者として推薦したいとの説明があり、全会一致で承認された。

18. VA 管理指導士認定制度協議会の運営委員の推薦に関する件

友 雅司理事長から説明があり、運営委員として、長沼俊秀先生および深澤瑞也先生を推薦したいとの提案があり、全会一致で承認された。

19. 台湾, 韓国, 本学会3学会合同シンポジウムの開催に関する件

倉賀野隆裕総務委員長から説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

20. 会員各位へ腹膜透析バック交換に対する重要なお知らせに関する件

友 雅司理事長から説明があり、全会一致で承認された。なお、本通知については、日本腹膜透析医学会と調整の上、学会ホームページに同時掲載することとなった。

21. 委員会報告に関する件

1) 2024年の国際学術交流委員会シンポジウムのRRT投稿論文について

平和伸仁国際学術交流委員長から説明があり、全会一致で承認された。

22. 第71回(2026年)学術集会・総会に関する件

倉賀野隆裕第71回会長から、2026年6月19日から6月21日の間、神戸コンベンションセンターにて開催

するとの説明があった。

23. 第72回(2027年)学術集会・総会に関する件

脇野 修第72回会長から、2027年5月28日から5月30日の間、東京国際フォーラムほかにて開催するとの説明があった。

24. 第73回(2028年)学術集会・総会に関する件

正木崇生第73回会長から、2028年6月30日から7月2日の間、神戸国際会議場ほかにて開催すること、また事務局長として、中央内科クリニック院長の河合徹先生を予定しているとの説明があった。

25. 厚生労働省への供給継続等に関する要望書提出に関する件(事後審議)

1) 持続型赤血球刺激因子製剤「ダルベポエチン アルファ注5 μ g「KKF」の供給継続に関する要望書提出について

2) 低浸透圧造影剤イオメロンの供給継続に関する要望書提出について

3) エポエチレンアルファ BS注「JCR」製剤供給継続に関する要望書提出について

4) 「ドプス OD錠100 mg」及び「同 OD錠200 mg」の供給継続に関する要望書提出について

5) 「リズミック錠10 mg」の供給継続に関する要望書の提出について

友 雅司理事長から、1) から5) の内容について、不採算品算定製剤の供給継続に関する厚生労働省への要望書提出依頼があったこと、提出期限が切迫しており理事長一任で要望書提出について承認したことの説明があり、全会一致で承認された。

6) 人工腎臓透析用剤および血液凝固阻止剤(ヘパリンナトリウム製剤など)に関する要望書提出について

友 雅司理事長から、資料に基づき透析剤研究会か

らの依頼について説明があり、本件は、要望書の提出はしなかったとの説明があった。

7) 腹膜透析バック交換に関する要望書提出について

深澤瑞也保険委員長から説明があり、審議の結果、全会一致で承認された。

8) 腹膜透析液の供給継続に係る要望書提出について

友 雅司理事長から説明があり、日本腎代替療法医療専門職推進協会、日本腹膜透析医学会、日本透析医学会の3学会の連名で提出したことの説明があり、全会一致で承認された。

9) 透析患者における新型コロナワクチン接種に関する要望書提出について

菊地 勘感染対策委員長から説明があり、全会一致で承認された。

26. 日本透析医学会会員を対象とした研究調査ご協力の依頼に関する件

酒井 謙常任理事から、文言の整理などができた段階で改めて審議を依頼したいとの説明があり、本調査内容についての概要説明があった。

27. 「4疾患診療ガイドライン」の関連学会査読ご協力のお願に関する件

友 雅司理事長から説明があり、査読委員として脇野 修理事の推薦があり、全会一致で承認された。

28. その他

1) 創立60周年記念事業の実施について

友 雅司理事長から、日本透析医学会創立60周年事業の実施に関し、常任理事会で審議した結果、60周年事業の開催については先送りしたいとの提案があり、全会一致で承認された。また、合わせて特定資産である「60周年記念資金」の名称を「70周年記念資金」と修正したいとの提案があり、全会一致で承認された。

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">日本透析医学会専門医制度規則</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 専門医</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 専門医の申請資格</p> <p>第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。 特定の理由（妊娠・出産・育児・病気療養・介護）に伴う休職期間が、6 カ月以内であれば臨床経験期間として認める。 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、本学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。 特定の理由（妊娠・出産・育児・病気療養・介護）に伴う休職期間が、6 カ月以内であれば研修期間として認める。 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 	<p style="text-align: center;">日本透析医学会専門医制度規則</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 専門医</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 専門医の申請資格</p> <p>第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。 <u>臨床経験期間の勤務日数については、原則週 4 日以上を臨床経験 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、臨床経験 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、臨床経験 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は臨床経験期間として認めない。</u> 特定の理由（妊娠・出産・育児・病気療養・介護）に伴う休職期間が、6 カ月以内であれば臨床経験期間として認める。 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、本学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。 特定の理由（妊娠・出産・育児・病気療養・介護）に伴う休職期間が、6 カ月以内であれば研修期間として認める。 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。

現 行	改正案
<p>6) 申請時において、本学会の会員歴3年以上であること。</p> <p>～以下省略～</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。 この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年9月3日から施行する。 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 この規則は、平成25年6月20日から施行する。 この規則は、平成26年6月12日から施行する。 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則は、平成27年12月4日から施行する。 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2020年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により2021年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は2021年4月から2022年3月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和2年6月11日から施行する。 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 この規則は、令和6年12月6日から施行する。 この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>6) 申請時において、本学会の会員歴3年以上であること。</p> <p>～以下省略～</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。 この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年9月3日から施行する。 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 この規則は、平成25年6月20日から施行する。 この規則は、平成26年6月12日から施行する。 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則は、平成27年12月4日から施行する。 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2020年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により2021年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は2021年4月から2022年3月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和2年6月11日から施行する。 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 この規則は、令和6年12月6日から施行する。 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

『一般社団法人 日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p>日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 本内規は、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）が行う統計調査データを利用した研究の公募（以下「公募研究」という。）に関し、具体的な方法について定めるものである。</p> <p style="text-align: center;">第2章 公募研究の募集、応募要件・申請方法</p> <p>第2条 公募研究の募集は年に1回とし、本学会ホームページ、および和文誌の会告で告知する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 公募研究として認められる研究は1年あたり5件を上限とする。</p> <p>第3条 公募研究に応募できるのは、次の各号の要件を満たす本学会の医療従事者の正会員に限る。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 応募時点で会員歴が3年以上あり、会費を完納していること、また研究遂行期間中は正会員でなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 所属施設が、過去2年間にわたって患者調査票を提出していること。</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 筆頭研究者は過去2年以内に公募研究が採択されていないこと。ただし、公募研究採択から2年以上を経過している応募者であっても、先行する公募研究に基づく論文が受理されていなければならない。なお、共同研究者においては、この限りではない。</p> <p>第4条 公募研究の申請においては、別紙の申請書（様式1）に記載し、統計調査委員会委員長（以下「統計調査委員長」という。）に申請を行う。データを安全に保管できる環境（機器及び電子媒体等の盗難等の防止策など）が確保できていることを申請書に明記するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 審査方法</p> <p>第5条 審査は、統計調査委員会委員（以下「統計調査委員」という。）統計解析小委員会委員（以下「統計解析小委員」という。）・学術小委員会委員（以下「学術小委員」という。）の無記名による投票によって決定する。</p> <p>第6条 統計調査委員、統計解析小委員は、公募研究には応募できないが、委員の施設からは応募可能</p>	<p>日本透析医学会統計調査データを利用した研究の公募に関する内規</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p>とする。統計調査委員、統計解析小委員、学術小委員は自施設からの応募については、審査には参加出来ない。</p> <p>第7条 審査の過程においては、次の各号に掲げる要素について考慮して評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本学会「日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規」から逸脱していないか。 (2) 科学的妥当性があるか、また倫理的配慮が妥当であるか。 (3) リサーチクエスションが、透析患者の予後改善、透析施設の臨床パターンの向上に資するものであるか。 (4) 解析計画が実行可能であり、交絡・バイアスなどへの対処が考慮されているか。 (5) 解析に使用するデータ項目が実際に調査されているか。 (6) 進行中の研究と内容が同一ではないか。 (7) 職種、地域性を考慮し、研究者に偏りがないように配慮する。 (8) 薬剤比較や特定の地域に限定した企画などの審査については、統計調査委員会から、統計調査委員長を介して、理事会判断を仰ぐ。 <p>第8条 個別の施設間の比較は認められない。また、公募研究の発表論文は、学位論文としては認められない。また、公募研究による競争的資金の獲得は認められない。</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p>
<p>第4章 審議</p>	
<p>第9条 統計解析小委員会、学術委員会小委員会により、適正と判断された研究については、統計調査委員会、学術委員会それぞれに提案され、承認を得る。いずれかの委員会で疑義が生じた場合には、必要により合議を行い、採否を判定する。</p>	
<p>第10条 第9条において、いずれの委員会においても、承認された研究は、統計調査委員長が理事会に報告し、当該研究の妥当性について理事会に審議を依頼する。</p>	
<p>第11条 理事会の審議において当該研究が妥当であると認められた場合には、統計調査委員長は最終研究計画書及び関係書類等を倫理委員会に送付し、倫理委員会における倫理的妥当性についての審議を依頼するものとする。また、申請者と共同研究者はCOIについて所定の自己申告</p>	

現 行	改正案
<p>書により、開示を行う。</p> <p>第12条 倫理委員会で疑義が生じた場合には、疑義の内容に応じて、理事会あるいは統計調査委員会に差し戻しを行う。</p> <p>第13条 倫理委員会で承認ののち、事務局からデータを申請者に提供する。</p>	
<p>第5章 解析方法</p>	
<p>第14条 統計調査データの取り扱いについては、「日本透析医学会統計調査データを用いた研究の進め方に関する内規」に従い、申請された目的にのみ使用する。</p> <p>第15条 解析は、申請者が解析主担当者として、その責任において行う。共同研究者以外に解析を委託してはならない。</p>	<p>現行どおり</p>
<p>第16条 各研究には、<u>統計調査委員1名（手続き的なサポート）、統計解析小委員1名（解析のサポート）</u>がリエゾン委員としてサポートを行い、いずれの委員も共同研究者として研究に加わる。</p> <p>2 委員が論文公表までに退任する場合には、統計解析小委員は継続して担当するが、統計調査委員は、新規に選任された委員に引き継ぐものとする。なお、引き継いだ後も、退任後の委員もオーサーシップは保持するものとする。</p>	<p>第16条 各研究には、<u>統計調査委員または統計解析小委員1名</u>がリエゾン委員としてサポートを行い、いずれの委員も共同研究者として研究に加わる。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>
<p>第6章 報告の義務</p>	
<p>第17条 申請者、統計解析小委員、統計調査委員は公募研究の進捗について、それぞれ次の各号に掲げる報告の義務を負う。</p> <p>(1) 申請者は年2回、進捗について、統計解析小委員会に参加し、報告しなければならない。</p> <p>(2) 統計解析小委員会委員長（以下「統計解析委員長」という。）は、統計調査委員会で進捗を報告する。</p> <p>(3) 統計調査委員長は、理事会で公募研究の進捗について報告を行う。</p>	<p>(1) 申請者は年1回、進捗について、統計解析小委員会に参加し、報告しなければならない。</p>
<p>第18条 特段の理由なく進捗がみられない場合には、統計調査委員長あるいは理事長は、解析の中止を指示することができる。また、申請者が、解析の継続が困難と判断した場合には、統計調査委員長に報告し、研究を中止することができる。いずれの場合においても、申請者はデータを破棄しなければならない。</p>	<p>現行どおり</p>

現 行	改正案
<p>第19条 研究計画書を変更する場合には、申請者は別紙の申請書（様式2）に従って統計解析小委員会に報告し、討議の上、統計解析小委員会における承認を得なければならない。</p> <p>2 統計解析委員長は、前項により統計解析小委員会において承認された場合は、統計調査委員会で報告し、統計調査委員会の承認を得るものとする。</p> <p>3 前項により統計調査委員会で研究計画書の変更が承認された場合、統計調査委員長は理事会で報告を行うものとする。</p> <p>第7章 結果の公表・オーサーシップ</p> <p>第20条 結果は、査読のある学術雑誌、国内外の学術集会で発表する。原則的に、初回投稿はデータ受領後2年以内とする。</p> <p>第21条 オーサーシップは、国際医学雑誌編集者会議（ICMJE）の著者の要件に準拠する。</p> <p>第8章 守秘義務</p> <p>第22条 解析担当者、統計調査委員会の委員、統計解析小委員会、本学会は、それぞれ守秘義務を持つものとする。</p> <p>附則 本内規は令和5年12月1日から施行する。 本内規は令和7年3月14日から施行する。</p>	<p>現行どおり</p> <p>附則 本内規は令和5年12月1日から施行する。 本内規は令和7年3月14日から施行する。 本内規は令和7年12月12日から施行する。</p>